

2014年8月8日

mail ニュース

No.18 通巻 319

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 高柳 京子
TEL 03-5381-0250

人事院勧告に対する自治労連都庁職書記長コメント

2014年8月8日

自治労連都庁職書記長 関根 範明

人事院は8月7日、国家公務員の給与勧告を行いました。民間給与との較差（1090円、0.27%）にもとづき月例給0.3%を引き上げること、特別給についても民間が公務を0.17月上回っており、0.15月を引き上げることとし、月例給・特別給ともに2007年以来7年ぶりの引き上げの勧告となりました。このことは、われわれが14春闘で大幅賃金引上げと最低賃金の底上げを徹底的に追求し、民間公務一体となった闘いを繰り広げてきた成果といえます。

しかし、4月からの消費税増税・物価上昇には追い付かず、実質的には賃下げになっていること、さらにこの間、給与が引き下げ続けられてきたことからみれば、低水準の引き上げでは極めて不満なものと言わざるを得ません。

また、若年層については初任給の引き上げや俸給表の重点的改善が示される一方で、50歳台後半については改善がされず、長年公務に携わり経験を生かして働き続ける職員のモチベーションを奪い、生活を苦しめるものとなっています。

さらに、非常勤職員の賃金改善については全く触れられておらず、非正規職員が正規と同じように本格的・恒常的業務を担い公務を支えている現状にあっては、抜本の見直しがあつてしかるべきです。

「給与制度の総合的見直し」については、来年4月からとし、民間賃金水準が低いとされる12県の民間較差をもとに俸給表の水準を平均2%引き下げ、地域手当で民間との均衡を図ること、民間に比べ賃金水準が高いとする50歳代後半職員に対しては最大4%引き下げるとしています。この「見直しは」大都市と地域、高齢層と若年層等を分断、公務員の賃下げを恒久化し、地域経済にも深刻な影響を与えるものです。政府の賃金抑制政策に迎合し「見なおし」を強行することは、人事院の第三者機関としての役割を放棄したものであり許されません。

自治労連都庁職は、今年初めて都庁門前での官民共同宣伝行動を実施するなど、「すべての労働者の賃金引き上げで景気回復を」の立場で闘ってきました。今後はこの政府・総務省などによる賃金引下げ攻撃を許さず、民間公務一体での闘いをさらに進め、秋の確定闘争の勝利に向け引き続き奮闘することを表明するものです。